

エイズ対策の現状

令和6年6月21日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部

感染症対策課エイズ対策推進室

室長補佐 芦澤 信之

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（前文）

…略… 一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等**に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、**感染症の患者等の人権を尊重しつつ**、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。 …略…

（基本理念）

第二条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として**国及び地方公共団体が講ずる施策は**、…略… **感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ**、総合的かつ計画的に**推進されることを基本理念とする。**

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、…略… を図るとともに、…略… 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、**国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。**

2・3 （略）

（国民の責務）

第四条 **国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。**

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 概要

- 感染症法に基づき、厚生労働大臣は、**感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）**を定めることとなっている。

【感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（抄）（平成11年厚生省告示第115号）】

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

三 人権の尊重

- 1 **感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本**とする観点から、患者の個人の意思や**人権を尊重**し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。
- 2 感染症に関する個人情報の保護には十分留意すべきである。また、**感染症に対する差別や偏見の解消**のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めるべきである。

- 特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものは、**特定感染症予防指針（告示）**を作成・公表することとなっており、後天性免疫不全症候群をはじめとした特定の感染症の指針がある。

【後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の項目】（最終改正：平成30年1月18日）

第一 原因の究明	第五 国際的な連携
第二 発生の予防及びまん延の防止	第六 人権の尊重
第三 医療の提供	第七 施策の評価及び関係機関との連携
第四 研究開発の推進	

現在改正に向けて取り組んでおり、令和6年6月18日に第7回厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会で議論した。

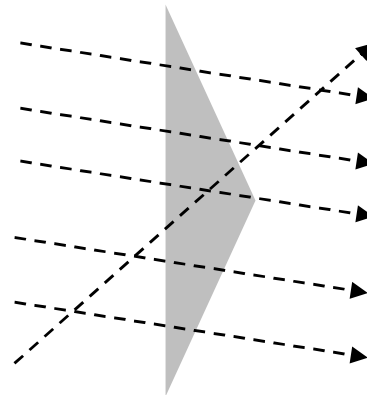
【改正の方向性】

- ・エイズ予防指針は国のHIV感染症対策の向かうべき方向性を示す大方針として、施策の方向性を示す内容とする。
- ・基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療を受けることを確保されなければならない観点から、「六 人権の尊重」を「一 人権の尊重」に変更する。

【打合せ会での主な意見】

- ・エイズ予防指針の位置付けとしては、施策の方向性を示す内容でよい。
- ・医療の提供や人権を尊重することが直接予防につながるという構造がエイズである。
- ・ヘルスケアを充実すること自体が予防につながるという概念から、「人権の尊重」を「第一」に持ってくることに賛成である。

旧	前文
第一	原因の究明
第二	発生の予防及びまん延の防止
第三	医療の提供
第四	研究開発の推進
第五	国際的な連携
第六	人権の尊重
第七	施策の評価及び関係機関との連携



新	前文
第一	人権の尊重
第二	原因の究明
第三	発生の予防及びまん延の防止
第四	医療の提供
第五	研究開発の推進
第六	国際的な連携
第七	施策の評価及び関係機関との連携

エイズ対策の現状 ～ 発生の予防及びまん延の防止に向けた取組① ～

【厚生労働省が実施した啓発の例】

- ✓ 国や地方自治体において、HIV検査普及週間（6月1日～7日）、世界エイズデー（12月1日）に合わせた各種イベントの実施やインターネットを利用した情報提供などを実施。

▼普及啓発イベント開催



HIV検査普及週間イベント
レッドリボントークライブ2024
(令和6年6月3日)

世界エイズデーイベント
RED RIBBON LIVE 2023
(令和5年12月1日) ※2024未定

▼「世界エイズデー」 キャンペーンテーマ公募

令和5年度キャンペーンテーマ

あなたが変わればエイズの
イメージが変わる。UPDATE HIV!

▼「世界エイズデー」 ポスターコンクール



【上記に合わせて実施する検査イベントの例】

- ✓ 保健所等（保健所からの委託事業を含む）において、個人のプライバシーに配慮するため、**無料・匿名**でHIV検査・相談ができる体制を整えており、国、地方自治体等が、積極的に検査の実施を呼びかけている。

▼出張検査の様子



エイズ対策の現状 ～ 発生の予防及びまん延の防止に向けた取組② ～

性感染症対策との連携

- ✓ HIVの主な感染経路が性的接触であることから、性感染症対策と連携し、HIV・性感染症の予防や、早期発見・治療の必要性を啓発するためのポスターやリーフレットを作成し、自治体等を通じて配布。

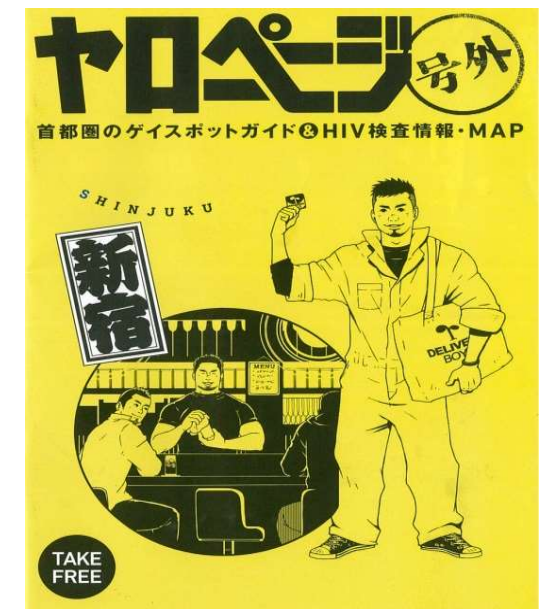
- ポスターとリーフレットは、全国の自治体・関係団体等に配布して啓発活動に活用。コンドームは（公財）性の健康医学財団が作成し、併せて啓発活動で活用。



個別施策層への対策

- ✓ HIVの主な感染経路が男性の同性間性的接触であることから、全国7箇所の繁華街にコミュニティセンターを設置し、同性間性的接触をする男性への予防啓発等を実施。

（設置場所）仙台市青葉区国分町、新宿区新宿二丁目、名古屋市中区栄、大阪市北区堂山町、大阪市浪速区難波中、福岡市博多区住吉、那覇市壺屋



肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
⇄
意見

資料提出等、
要請
⇄
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
- ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 ・啓発人権
- ・その他重要事項

肝炎対策基本指針の概要

平成23年 5月16日策定
平成28年 6月30日改正
令和4年 3月 7日改正

事項	項 目	主 な 内 容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、 不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくる ため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、 新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

令和5年版人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省 編）

令和5年版

人権教育・啓発白書



法務省・文部科学省 編

(2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識を普及し、**さらに、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。**

ア 厚生労働省では、7月28日を日本肝炎デーと定め、この日を中心に国や地方自治体などで様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和4年7月25日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクト世界・日本肝炎デー2022」を開催した。同プロジェクトにおいては、著名人による都道府県知事等への訪問等による普及啓発活動や、患者の経験を踏まえた肝炎への正しい理解を促す広報を行っている。

このほか、調査研究事業において、肝炎患者等からの相談事例の分析を行うとともに、肝炎患者等のおかれた状況について考えるシンポジウムの開催や、感染症患者に対する差別偏見・人権をテーマとした模擬授業を行い、調査研究の成果普及に努めている。

また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防するとともに、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史などを学び、肝炎ウイルス感染者・患者の方々に対する偏見・差別をなくすことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度から全国の中学3年生の教員向けに配布を行っている。

イ 文部科学省では、感染者や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

